

大阪広域環境施設組合公金の保管に関する方針

この方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の7の規定に基づく、歳計現金及び歳入歳出外現金（以下、「公金」という。）の保管に関する方針等を定めることにより、適正な公金の保管を行うことを目的とする。

1 保管の基本原則

公金は、以下の基本原則に基づき保管を行う。

(1) 確実性の確保

元本が損なわれることのないよう、安全確実な保管を行う。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、資金計画をもとに必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

2 資金ごとの保管方針

(1) 歳計現金

歳計現金は、日々の支払いに充てる資金であることから、指定金融機関の決済用普通預金（以下、「決済用普通預金」という。）にて保管し、支払準備に支障のない範囲で適時、確実かつ有利な方法で預託を行う。

この場合、決済用普通預金の保管額は、資金計画、収支状況を勘案した上で、概ね10億円を上回らない額とする。また、預託の方法は、元本割れや違約金等が生じない定期性預金等によるものとし、預託の期間は一会計年度内とする。

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金は、歳計現金と一体として管理し、決済用普通預金にて保管し、長期に保管する見込みのあるものについて適時、確実かつ有利な方法で預託を行う。

なお、預託の方法は、歳計現金の例により行うものとする。

3 預託先となる金融機関

公金の確実性を確保するため、預託先は指定金融機関とする。ただし、借入金債務との相殺等により預金保護が可能であると認められる場合はこの限りでない。

附 則

この方針は、平成28年1月15日から適用する。

附 則

この方針は、平成28年10月17日から適用する。

附 則

この方針は、令和元年10月1日から施行する